

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定投資信託に係る受託法人の課税の特例
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	国税：法人税（義） 地方税：法人住民税（義）、法人事業税（義）
		② 上記以外の税目	—
3	内容		《制度の概要》 法人税法に規定する特定投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託のうち法人課税信託に該当するもの）に係る受託法人のうち、一定の要件を満たすものが支払う利益の分配の額については損金の額に算入することが認められる等の措置。
			《関係条項》 租税特別措置法第 68 の3の3
4	担当部局		金融庁総合政策局総合政策課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和7年9月 分析対象期間：令和3年4月～令和7年3月
6	創設年度及び改正経緯		平成 12 年に特定投資信託制度とともに創設された。 平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充等が行われた。 平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 証券化市場の厚みをもたせることにより、ファイナンスの多様化を図り、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。
			《政策目的の根拠》 ○ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋） 「優良な不動産ストックの形成等のため、2030 年頃までにリート等の資産総額を約 40 兆円とすることを目標とし、2022 年度中にヘルスケアリートの利用に係るガイドラインを見直すとともに、2023 年度中に不動産分野 TCFD 対応ガイダンスの改訂等により、リート等のアセットタイプの多様化や不動産投資市場における ESG 投資の促進を図る。」 ○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年六月四日法律第百九十八号） （第 1 条）この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投

			資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 ○ 平成 27 年度税制改正大綱 「投資法人等の課税については、投資家と運用対象資産とを結びつける導管としての実態が確保される場合には支払配当の損金算入を認めている特例的な制度であり、通常法人との課税の公平性を確保する必要があることを前提として、その運用対象資産の範囲について、こうした制度の趣旨や、投資家に対してインフラファンド市場等を通じて投資を促す政策的意義等を考慮しつつ、諸外国における制度・事例にも留意しながら、引き続き検討する。」
		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	証券化市場の厚みをもたせることにより、ファイナンスの多様化を図り、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	投資家の投資ニーズに合致した資産流動化スキームの組成が促進され、証券化市場の厚みをもたせることにより、特定投資信託における税務上の導管性を確保する等の措置をすることが不可欠である。
9	有効性等	① 適用数	特定投資信託の届出件数 1 社（令和 7 年 3 月末） 【算定根拠】 投資信託協会「投資信託の全体像（純資産総額・ファンド本数）」
		② 適用額	— 【算定根拠】 —
		③ 減収額	— 【算定根拠】 —
		④ 効果	《政策目的（8①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）の実現状況》 現在のところ適用数は 1 件であるものの、制度的な多様性を確保することにより、投資家の投資ニーズに合致した資産流動化スキームの組成が促進され、証券化市場の厚みをもたせることにつながる。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】

			投資信託協会「投資信託の全体像(純資産総額・ファンド本数)」
			《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 現在のところ適用数は1件であるものの、資産流動化スキームの制度的な多様性が確保されている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 — 《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 税会不一致問題等により適用件数が僅少である。一方、制度的な多様性を確保することにより、証券化市場の厚みをもたせることにつながるため有効である。
		⑤ 租税減を是認する理由等	特定投資信託は、投資ファンドの一つであり、ファンド税制として投資ファンド段階で課税せず、投資家段階でのみ課税することが合理的である。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	ファンド税制として、投資ファンド段階で課税せず、投資家段階でのみ課税することを確保するものであり、税制でしか措置できないため。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段は無い。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	ファンド税制として、投資ファンド段階で課税せず、投資家段階でのみ課税することを確保する必要がある、相当である。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		引き続き、本租税特別措置を継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年9月